

IBM 株の税金

確定申告の時期です。

親鴨会のメンバーでも、確定申告により医療費控除やふるさと納税・寄付金控除など還付申請をされている方は多いと思います。ところで、IBM 時代に社員持ち株会で IBM 株を購入され退職後も保有されている方も多いでしょう。

IBM は比較的配当が良く、1000 株程度の保有でも、年間税込み 70 万円程度の配当金があります。（もちろん年により違います）

これにアメリカの所得税 10%、日本の所得税・地方税等 20%強が源泉徴収され、手取りは 50 万円程度に減少していると思います。

実はアメリカ・日本の二重課税への控除制度があります。

確定申告で外国税控除申請をすれば、源泉徴収されていた税の一部が還付されます。

私は最近までこの制度を知らず、還付を受けていませんでした。

今は還付を受けて、1,000 株未満の小株主ですが、還付金が毎年 3 ～4 万円もあります。

もし、外国税控除申請をしていない方は是非申請をお勧めします。

4 年間さかのぼって 5 年分が申請できるはずですよ。大きいですよ。

なお、日本の配当税も 20%強ときわめて大きいです。

他に株をお持ちの方は、その売買損（含みも含め）で、日本の配当税を取り戻せます。毎年確定申告をしている方は、ちょっと手間を追加するだけで結構還付金がありますよ。

* 確定申告・外国税控除申請の手順

IBM 株を預けている証券会社より年末に入手できる「特定口座年間取引報告書」を準備します。

（過去のものも証券会社のご自分のページにあるはずですよ。）

この報告書を見ながら外国税控除額を計算し、

確定申告書の右側中央付近の「外国税控除額」欄に記入して、終わりです。

外国税控除額の計算はネットを使用しているか否かで異なります。

I) ネット利用の方(e-tax あるいは、パソコンで確定申告書を作りプリント・提出する方式の方)

- ① まず従来通り確定申告書を仕上げます。(「外国税控除」以外)
- ② 申告書の右側「税金の計算欄」の中、やや下方に「外国税控除額」欄があります。この「外国税控除額」欄をクリックし、「外国税控除明細書」の作成です。特定講座年間取引報告書を見ながら項目を埋めていきます。

前年からの持越しなどは関係ないでしょうから無視します。

- ③ 以上で明細書が完成。控除額も計算され終了です。

初めての方は意味が分かり難い欄もありますが、詳細は下記に税務署資料を参照ください。

II) 全く手書きで申請書を作っている方は、税務署から「外国税控除明細書」のフォームを入手し、この明細書の作成により外国税控除限度額や外国税控除額を自分で計算し、上記「外国税控除額」欄に記入します。計算式は簡単です。

詳細を知りたい方は、インターネットで「確定申告、外国税控除申請、手順」と入力すれば、詳細が出てきます。
内容は詳細過ぎて読むのも面倒ですが。

以上参考にされて、無事還付されることを念じています。